

神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議（第15回）

日時：令和3年1月9日(土)14時30分

場所：市役所1号館14階大会議室

議 事 次 第

1. 報告事項

- 危機管理部
- 健康部

2. 市長指示

3. 対応方針

- 調整部
- 健康部
- 危機管理部
- 学校部
- こども家庭部
- 福祉部
- 行財政部

4. その他

- 消防部

現在の感染状況と医療提供体制・検査体制について

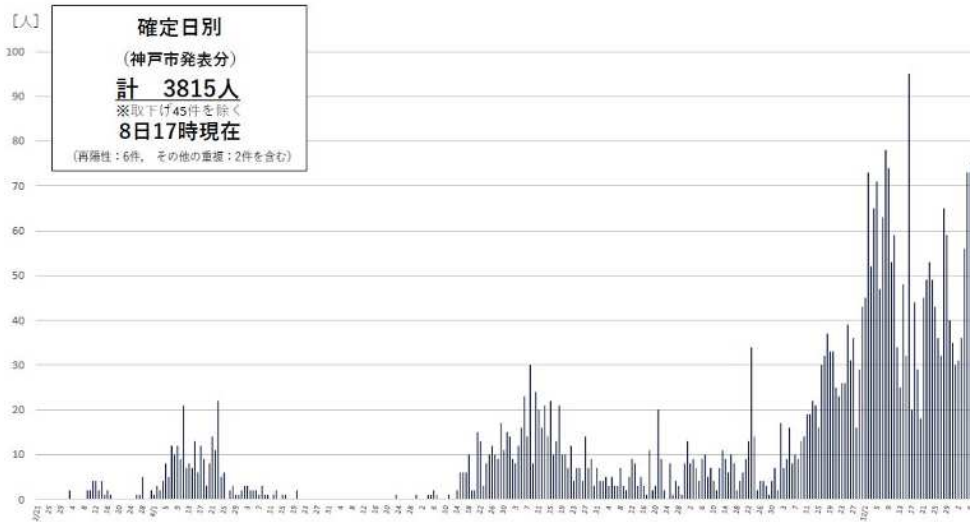
患者発生総数 3815人 (1月8日現在)

直近1週間の入院・入所患者数

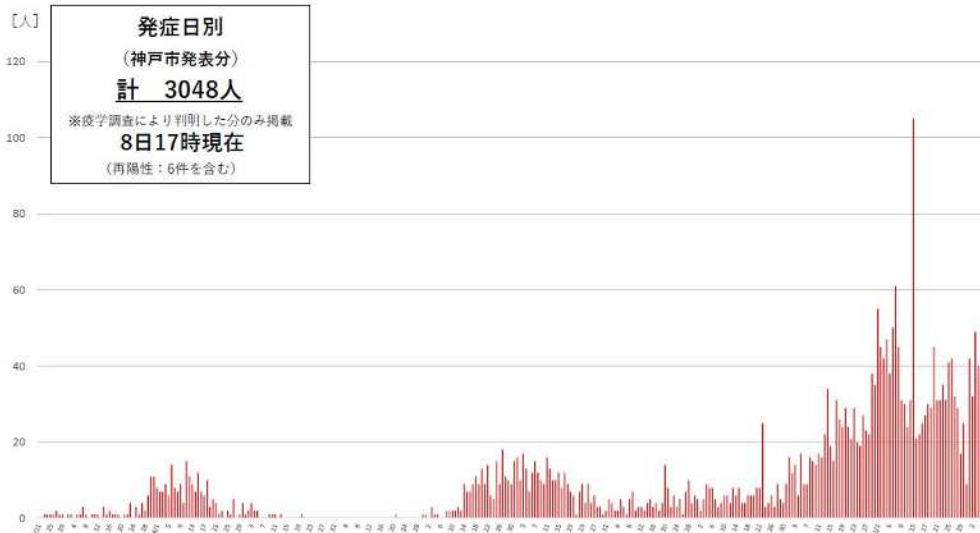
	直近の金曜日			【参考】 過去の入院・入所患者数ピーク	
	1/8	1/1	差	(6月~9月) 8/23	(3月~5月) 4/25
入院・入所患者数	214人	196人	+18	96人	140人
入院患者数	137人	113人	+24	72人	106人
(うち重症)	(10人)	(10人)	(±0)	(8人)	(9人)
入所患者	77人	84人	-7	24人	34人

※市内在住者の数字

市内の感染者発生状況 (確定日別)



市内の感染者発生状況 (発症日別)



1. 直近の感染状況

- 1月8日（金）17時現在、感染者数の累計は3815件。11月以降の新規感染者数は急激に増加（+2588件（12月のみで+1531件））している。
- 9月25日以降では2849件（26.8件/日）となり、3月3日から5月20日に発生した285件（3.6件/日）の約7.4倍、6月23日から9月23日に発生した681件（7.3件/日）の約3.7倍となっている。



	3/3~5/20	6/23~9/23	9/25~1/8
陽性件数（1週間最大）	67件（4/6~4/12）	135件（8/6~8/12）	451件（12/4~12/10）
感染源判明率	75.8%（216/285）	59.3%（404/681）	61.2%（1744/2849）
無症状率	3.5%（10/285）	18.9%（129/681）	18.6%（529/2849）
市内入院者数（うち重症者）	4/25（ピーク時） 106人（9人）	8/23時点（ピーク時） 72人（8人）	1/8時点（直近） 137人（10人）
宿泊療養施設利用者数	34人	24人	77人

10月~12月の感染者数

10月	236
11月	661
12月	1531

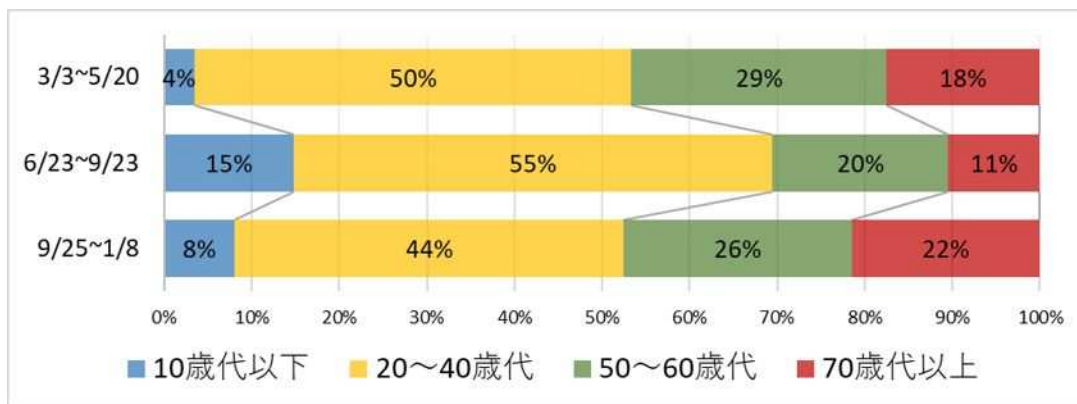
直近の感染者数

11/28~12/4	323
12/5~12/11	445
12/12~12/18	298
12/19~12/25	286
12/26~1/1	297
1/2~1/8	366

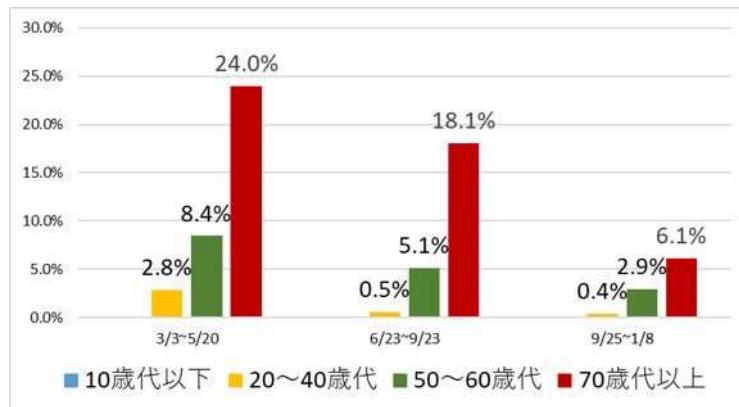
- 12月の陽性患者は、10月と比較すると約6.5倍、11月と比較すると2.3倍。
- 直近3週間の感染者数は急増。

- 年代別では、6月23日から9月23日までは、20代～40代歳代を中心に感染が拡大していたが、9月25日以降は、発生患者数も多く、医療機関、高齢者施設での発生が増えていることから、重症化リスクの高い高齢者層での感染割合も高くなっている。
- 治療薬の使用や医療的な経験の蓄積から重症化の率は低下傾向であるが、感染者数の増加に伴い、重症者の人数は大きく増加し、第1波で15人、第2波で44人、第3波では123人と増加している。そのうち20代から50代の働く世代の重症患者も第1波6人、第2波9人、第3波27人と増加している。（第3波の中においても、10月の3人、11月は8人、12月には16人と月ごとに増加している。）

年代別発生者数内訳



年代別重症化率

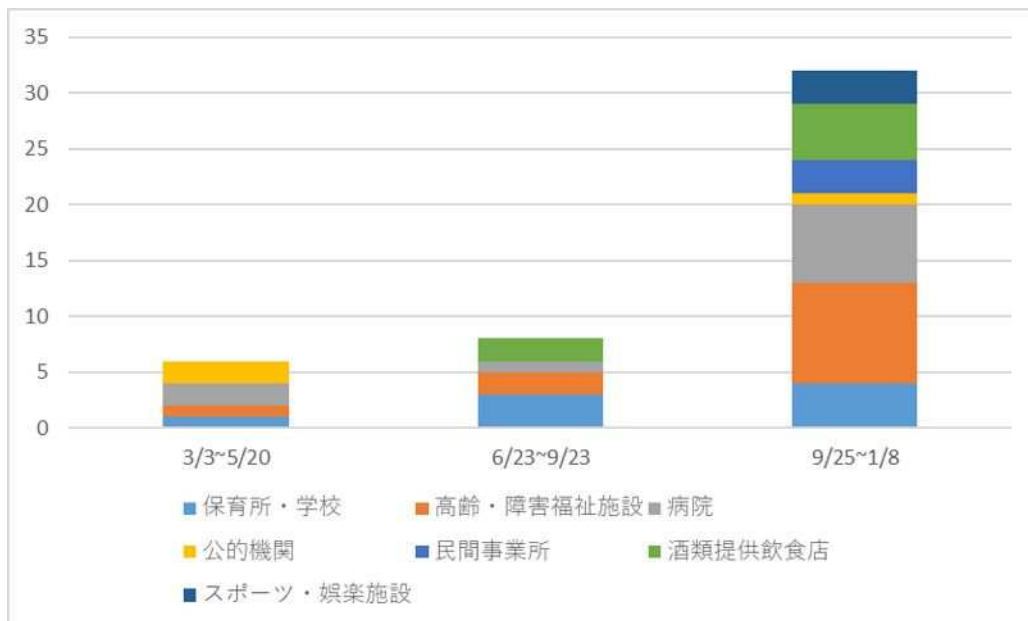


年代別重症患者（中央市民病院）

	20歳未満	20代	30代	40代	50代	小計	60代	70代	80代	90代	合計
第1波	0	1	1	1	3	6	2	4	3	0	15
第2波	1	2	0	2	5	9	9	8	11	6	44
第3波	0	0	3	7	17	27	25	39	27	5	123
10月	0	0	0	2	1	3	1	7	7	1	19
11月	0	0	0	0	8	8	11	13	8	2	42
12月	0	0	3	5	8	16	13	19	12	2	62

- ・ クラスターの発生状況としては、これまでの累計で46件。
- ・ 9/25以降では32件のクラスターが発生。
(10月に3件、11月に11件、12月に16件、1月は既に2件発生)
- ・ 様態が多様化し、これまでになかった民間事業所やスポーツ・娯楽施設（ボクシングジム・劇場）等でも発生したほか、福祉施設、病院での発生が増えている。（患者の総数は病院、福祉施設が全体の78%）
- ・ 第1波などと比べ、感染拡大の速度が速く、クラスター化のスピードも速い。
- ・ 市内での感染者数が増加しているため、感染した職員などにより、病院に広がるケースが多くなっていると考えられる。
- ・ 感染している場合でも症状が軽いため、早期に発見することが困難な場合も多く、拡大した後に把握される事例があると考えられる。

市内クラスター発生件数（施設種別）



	件数				患者数	
	3/3~5/20	6/23~9/23	9/25~1/8	計	人数	割合
保育所・学校	1	3	4	8	85	8.5%
高齢・障害福祉施設	1	2	9	12	178	17.7%
病院	2	1	7	10	603	60.1%
公的機関	2	0	1	3	36	3.6%
民間事業所	0	0	3	3	27	2.7%
酒類提供飲食店	0	2	5	7	49	4.9%
スポーツ・娯楽施設	0	0	3	3	26	2.6%
合計	6	8	32	46	1004	

2. 医療提供体制、宿泊療養施設の現状

(1) 医療提供体制の現状

入院が必要な患者については、適切な感染予防策が取れる市内医療機関へ入院するとともに、軽症または無症状の患者については、医師の判断により宿泊療養施設に入所している。

現在、市内では、感染症指定医療機関である中央市民病院及び適切な感染予防策がとれる市内医療機関の連携により、合計で160床（うち重症患者向け39床）を確保しているが、現時点（1月8日時点）の市内病床使用率は94.4%（151床/160床）、更に、入院調整中は381人であり、うち、感染者の発生した病院・福祉施設で入院調整中のため引き続き待機中が48人という状況である。

現在、市内で25床増やし、全体で185床（うち重症患者向け51床）の確保に向けて調整中ではあるが、医療提供体制（病床）は既に限界にきている。

重症患者病床使用率（1/8時点） 94.9%（37床/39床）
うち重症者のみの使用率 38.5%（15床/39床）

(内訳)

- ・中央市民病院（重症者専用病床）：35床/36床

重症（1西A）	13人	計35人
中軽症～重症（1西B）	22人	

- ・神戸大学附属病院の重症者専用病床：2床/3床

		感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期 I	感染拡大期 II	感染拡大特別期
県	新規感染者数 過去1週間の1日平均	10人未満	10人以上	20人以上	30人以上	40人以上	194.9人 (1/8時点)
	運用病床数 [うち重症]	200床 [40床]	200床 [40床]	400床 [70床]	500床 [90床]	650床	750床 [120床]
市	市内運用病床数 [うち重症]	50床 [16床]	70床 [16床]	100床 [34床]	120床 [39床]	160床	185床 [51床]

(2) 宿泊療養施設の現状

- ・医療機関の負担を軽減し、新たな入院患者の病床を確保するため、市内3施設において合計298室を確保。
- ・1月8日時点で、84名入所中であり、全体の占有率は28.1%。

施設名	入所状況 (1/8時点)
ニチイ学館 ポートアイランド宿泊棟 <small>令和2年4月11日～令和3年3月まで契約延長</small>	23室/100室 (23%)
東横INN 神戸三ノ宮駅市役所前 <small>令和2年8月19日～令和3年3月まで契約延長</small>	43室/110室 (39%)
東横INN 神戸三ノ宮 I <small>令和2年12月19日～</small>	18室/88室 (20%)

3. PCR 検査体制について

市内で一日あたり最大682検体の検査体制(11月30日より)を確保。

(2月時点24検体(環境保健研究所のみ)→11月30日～682検体(当初比約30倍))

検査機関名	検査能力	備考
環境保健研究所	142 検体/日	当初24 検体
シスメックス検査センター	300 検体/日	
市内医療機関	200 検体/日	
医師会設置 検査センター	40 検体/日	検査センター移転拡充(11/30～) (ドライブスルー方式)
合計	682 検体/日	

4. 積極的検査の実施状況

(1) 医療機関、福祉施設、学校園

患者発生の場合、国基準(濃厚接触者)を超え、積極的検査を引き続き実施する。

(2) 酒類を提供する飲食店(8月20日から開始)

地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、11月19日より「基本的に店名は公表しない」こととして積極的に検査申し込みができるようにし、市内飲食店(約14,000件)に12月11日に通知した。

- ・検査実績 24店 139名うち11月19日以降では20店119名(さらに6店実施予定)

(3) 介護・障害入所施設の職員に対する積極的検査

検査資源を最大限・効果的に活用しながら、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害

児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対して積極的検査を11月25日から実施。

※施設の職員約5,900人（125施設）に対し順次実施

・検査実績 40施設 1,562件

(4) 陽性患者発生の高齢・障害者入所施設への重点的な検査(12月1日から開始)

高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合（新規発生・施設での積極的検査による発生）、上記に優先して、当該施設の入所者及び直接処遇職員の全員に対して検査を実施

・検査実績 18施設 1,029件

5. 風評被害対策等

(1) 風評被害対策の取り組み

新型コロナウイルス感染は特別なことではなく誰もが感染する可能性があること、新型コロナウイルス感染症に関わる人々にあたたかいまなざしを送ってほしいことについて、駅のデジタルサイネージ等を活用して啓発（下記参照）。

偏見を生む主な理由として、正確な知識・情報の不足による不安があることから、その不安解消のため、例えば、新型コロナウイルス感染症は空気感染ではなく飛沫感染及び接触感染であることなど、正確な情報を市のホームページ等で発信し誤解を解くことで風評被害防止につなげる。

※ 感染患者の急増により、特に医療従事者は限界に近い状況の中で懸命に治療にあたっており、また、新型コロナウイルスの治療には、多くの看護師などの医療スタッフを必要とする中、市内の各医療機関では各部門から看護師の応援体制を組むなど懸命に対応をしている。

中でも市内の感染患者の約5割を受け入れている市民病院機構では、患者をできる限り受け入れ、治療するために、看護師をはじめとする多くの職員が使命感を持って、献身的に新型コロナと戦っている。

しかし、残念ながら未だに職員とその家族が差別的な取り扱いを受ける事例の報告があり、感染患者やそのご家族、医療従事者など、新型コロナウイルス感染症に関わる人々にあたたかいまなざしを送っていただくとともに、感染拡大抑制のため、市民へ協力を呼び掛ける。



(2) 患者本人や家族等コロナの影響を受けた方へのメンタルケア対策の取り組み
各区保健福祉部や精神保健福祉センターの専用電話において、保健師及び精神保健福祉士等がこころの相談を実施。

- ・相談件数 233 件（令和2年2月～12月末時点）

(3) 医療従事者等への心のケアにかかる電話相談窓口の設置

医療従事者や社会福祉施設従事者等に特化して、心のケアを行うことを目的に
6月26日から電話相談窓口を設置。

- ・相談件数 106 件（1月7日時点）

(4) 自殺防止電話相談窓口の運営等

精神保健福祉センターにおける自殺防止電話相談窓口の運営（令和2年12月～2回線増設し計4回線）

- ・相談件数（令和2年4月～12月） 3405 件（前年比 115%）
（令和2年12月） 291 件（前年比 139%）

市長メッセージ

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「法」という。）に基づく政府の「緊急事態宣言」が発出され、首都圏の1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）が緊急事態措置を実施すべき区域として公示されました。

これを受けて本市においては、直ちにこれまでの対策本部を改組し、法に基づく「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置いたしました。

一方、兵庫県においては、関西圏における直近の感染拡大状況を踏まえ、京都府及び大阪府と連携し、政府に対して、緊急事態宣言の発出を要請することとなりました。また、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の阪神間4市に対して、飲食店等に対する営業時間短縮の要請が行われることとなりました。

本市においても、新規感染者が長期間にわたり連日多数発生しており、このままでは、本市の医療提供体制が限界を超えてしまう状況となっています。

今ここで感染拡大を食い止め、市民のみなさまの生命・健康を守るとともに、医療崩壊を防がなければなりません。

本市においても、引き続き医療・検査・相談体制を確保していくとともに、新型コロナウイルス感染症対策を最優先とした対応を行ってまいります。

市民のみなさまにおかれましては、これ以上の感染拡大を防ぐため、一層の感染防止対策の徹底に取り組んでいただくよう、ご理解・ご協力をお願いします。

一、「不要不急の人混みの多い場所への外出」は避けるとともに、「大人数での会食」は控えるよう、お願いします。

一、市民・事業者のみなさまにおかれましては、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用をお願いします。

一、改めて、感染リスクが高まるとされる5つの場面についての注意喚起や「冬でも窓を開け換気」、「マスクの着用と手洗い・手指消毒」「熱がなくても、せきなどの症状があれば外出を控え、仕事を休む」、の3つの取組みの基本的感染防止対策の徹底をお願いします。

一、接触機会の低減に向け、本市職員の在宅勤務制度や時差出勤の取り組みを強力に推進します。事業者のみなさまにおかれましても在宅勤務や時差出勤等の出勤削減の取り組みの強化をお願いします。

一、飲食店等に対する営業時間短縮要請に協力し、兵庫県とともに協力事業者を支援します。

一、学校園における児童生徒の学びを保障していくため、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続していきます。

一、社会福祉施設等において、感染拡大防止の取り組みを徹底するとともに、できる限り直接面会を自粛するとともに、原則、利用者の外泊、外出を自粛するよう取り組みます。

一、新型コロナウイルス感染症感染者に対する誹謗中傷などの行為を防止するため、引き続き風評被害対策の徹底を図ります。

今ここで、感染拡大を食い止め、皆様や大切な方の生命・健康を守るためにも、感染拡大防止の取り組みの徹底にご理解・ご協力いただきますよう、お願いいたします。

令和3年1月9日

神戸市長 久元 喜造

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針 —第11弾—

令和3年1月9日

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「法」という。）に基づく政府の「緊急事態宣言」が発出され、首都圏の1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）が緊急事態措置を実施すべき区域として公示された。

これを受けて本市においては、直ちにこれまでの対策本部を改組し、法に基づく「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。

また、関西圏における直近の感染拡大状況を踏まえ、兵庫県においては、京都府及び大阪府と連携し、政府に対して、緊急事態宣言の発出を要請することとなったほか、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の阪神間4市に対して、飲食店等に対する営業時間短縮の要請が行われることとなった。

本市においても、新規感染者が長期間にわたり連日多数発生しており、このままでは、本市の医療提供体制が限界を超えてしまう状況となっている。

今ここで感染拡大を食い止め、市民の生命・健康を守るとともに、医療崩壊を防ぐため、引き続き、医療・検査・相談体制を確保していくとともに、新型コロナウイルス感染症対策を最優先とした対応を行っていくこととし、国及び県の方針も踏まえ、当面、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

本市において、今回の感染が拡大した9月25日以降は、発生患者数も多く、重症化リスクが高い高齢者層での感染割合も高い。現在確保できている160床に加え、さらに25床増やし全体で185床の病床確保に向けて調整中ではあるが、医療提供体制（病床）は既に限界にきている。冬場には、例年、脳卒中や心疾患の患者が増加することもあり、このままの状況が続けば本市の医療提供体制が限界を超えてしまうという状況を踏まえ、市民・事業者に対し、「不要不急の人混みの多い場所への外出」は避けること、また、「大人数での会食」を控えるように要請する。

インフルエンザ流行期の相談・診療体制のために、神戸市医師会と連携の上、発熱・せき等の診療を行う医療機関（診療所・病院）を確保（1月8日現在、235医療機関）し、市民が適切に相談・診療を受けることができる医療提供体制を引き続き確保する。

感染者、その家族や、医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに、相談体制を継続する。また、偏見や差別を生む主な理由として、間違った認識によるものが多いことから、新型コロナウイルス感染症についての正しい情報を市民に伝えるため、ホームページなどで発信（10月22日～）を行う。

2. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用等により、一日最大682検体のPCR検査体制を確保する。

症状がある者や濃厚接触者に加え、医療機関、福祉施設並びに学校園においては、感染拡大防止の観点から、積極的にPCR検査を行える体制を構築している。

さらに、検査資源を最大限・効果的に活用しながら、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために、以下の積極的検査を実施する。

- ①特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対してPCR検査を実施（11月25日～）
- ②高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対してPCR検査を実施（12月1日～）。
- ③地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、酒類を提供する飲食店に対するPCR検査を実施（8月20日～）。

3. 感染拡大防止の取り組み

市民・事業者に対して、以下の取り組みについての呼びかけ等を実施する。

<基本的感染防止対策>

- ①「不要不急の人混みの多い場所への外出」は避けること。また、「大人数での会食」は控えること。
- ②市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ③日頃から3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けること。
- ④業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策（換気、人数制限など）がなされていない施設等への出入りを控えること。
- ⑤在宅勤務や、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みの更なる推進を図るほか、職場における健康管理を改めて徹底いただくこと。
- ⑥業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策

を徹底すること。

- ⑦施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民へのQRコード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。
- ⑧感染リスクの高い飲食の場面において効果的な感染防止対策として実施される飲食店等に対する営業時間短縮要請に協力し、兵庫県とともに協力事業者に対する支援を実施すること。

<保健所からのお願い>

感染拡大防止の観点から、感染症基本対策として引き続き、以下の3つの心掛けをお願いします。また、5つの場面についての注意喚起を行う。

- ①家族などで集まる時は、寒くても、窓を開けて換気を心掛けましょう。
- ②混雑が予想される場所にお出かけの際は、必ずマスクをし、こまめに、特に指先を意識した手洗い・消毒をしましょう。
- ③熱がなくても咳などの症状があれば、お出かけは控え、家の中でもマスクをしましょう。

(5つの場面の注意喚起)

- 1. 飲酒を伴う懇親会等
- 2. 大人数や長時間におよぶ飲食
- 3. マスクなしでの会話
- 4. 狭い空間での共同生活
- 5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり

4. 市立学校園

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室等の換気など、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒の学びを保障していく。

感染者が発生した学校園においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

5. 保育所・学童保育施設等

感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。

感染者が発生した施設においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

6. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②ガウンや手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底すること
- ③面会については、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底するとともにオンライン面会等を活用し、できる限り、直接面会を自粛すること。
- ④原則、利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤マスクや消毒液など衛生資材の2か月分の使用量を確保すること。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮すること。

また、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対する積極的 PCR 検査を引き続き実施し、さらに、高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して検査を実施する。【再掲】

7. 市有施設等の対応

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、その他市有施設について、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上で、当面2月末まで以下の対応を継続する。

- ①人数上限の目安
 - ・ 収容人数 10,000 人超の場合、収容人数の 50%
 - ・ 収容人数 10,000 人以下の場合、5,000 人
- ②収容率の目安
 - ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100%以内
 - ・ 大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の 50%以内

①及び②の条件を満たすほか、事務連絡を踏まえた対応を行う。

なお、主催者に対して、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談するように促す。

8. イベント等

市主催イベントや会議等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上、当面2月末まで以下の対応を継続する。

①人数上限の目安

- ・ 収容人数10,000人超の場合、収容人数の50%
- ・ 収容人数10,000人以下の場合、5,000人

②収容率の目安

- ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内
- ・ 大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

①及び②の条件を満たすほか、事務連絡を踏まえた対応を行う。

なお、主催者に対して、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談するように促す。

9. 庁内勤務体制

出勤削減の取り組みをより一層促進するため、在宅勤務制度やフレックスタイム制等の更なる活用を図るほか、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図るとともに、感染拡大地域への不要不急の出張を控える。

また、**医療・検査・相談体制の確保をはじめ、コロナ感染症対策を最優先に、**庁内における必要な部門への応援を行う。

10. 備蓄物資の確保等

感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。